氏 名 門脇 朋裕

学位(専攻分野) 博士(学術)

学 位 記 番 号 総研大乙第 252 号

学位授与の日付 平成29年9月28日

学位授与の要件 学位規則第6条第2項該当

学位論文題目 近世前期における幕府全国法令の伝達・施行に関する研究

論文審查委員 主 查 准教授 磯田 道史

准教授 フレデリック クレインス

准教授 榎本 渉

名誉教授 谷口 昭 名城大学

名誉教授 笠谷 和比古 総合研究大学院大学

論文の要旨

Summary (Abstract) of doctoral thesis contents

本論文は、江戸幕府が制定し、全国全領に発布された全国令をめぐる諸問題について考察し、特に、法令が伝達・施行される過程に焦点をあてて、幕藩関係を論じたものである。

江戸幕府の法令は幕府領のみが対象の御料法と全国令に大別される。全国令は幕府領だけではなく、大名・旗本・寺社などの私領をも対象とした法令で、幕府の全国統治の重要施策の法的根拠をなしていた。一方で、私領である藩は、独自の法制定を認められており、幕藩領主は、幕府・藩の支配体制の確立とその維持のために法の力を存分に活用し、17世紀以降は、単行法令である触書が多く制定され、これが領内統治に重要な役割を担っていた。このことから、本論文は、幕府によって制定・公布された法令が諸大名に伝達され、各藩に取り入れられ、藩法化する過程に焦点をあてて、どのような特徴があるのかについて分析を試みることを目的とする。研究手法としては、①幕府が全国令として発布した法令の諸藩への伝達の状況を特定の藩を素材に概観する、②伝達された幕令の中からいくつかの個別法令をとりあげ、諸藩での幕令の受容状況について考察する、という方式で論述していく。

次に、本論文で考察対象とする期間は、利用する史料の上限である正保二(1645)年から徳川吉宗が八代将軍に就任する正徳六(1716)年までとした。特定地域で幕府法の施行状況の実際を検証するには、幕府法とその法令が施行される現地の関連史料の双方が良好に残されている必要がある。その条件を満す期間は正保二年以降である。また、吉宗による改革政治の結果、幕府の諸制度が大きく異なってくるので、それ以前を考察の対象とした。法制史上では、「公事方御定書」の成立以降が近世法制度確立期とされ、研究の力点も、法制史料がととのってくる吉宗以後の江戸時代後半期におかれている。本論文では、全国に散在する主に17世紀の法制史料をあつめ、これまで研究の少なかった近世法制度確立以前の過渡期をあえて分析し、法制度の形成に注目した考察をおこなった。

論文の構成は、序論、本論三部、総括から成っている。

第一部は「江戸幕府法・藩法と法令の伝達」とし、第一章で先行研究に触れつつ、江戸幕府法の種別や特徴とその伝達過程について述べた。幕府法については、「法度」「条目」「高札」「達」「触」などをとりあげ、その概略を述べた。また従来、幕府の全国法令を意味し、老中の命により発布される「惣触」について述べた。「惣触」は、実際には幕府領のみを対象にした御料法としても出されており、これを全国令として定義するべきであるかという問題点も指摘した。幕府法の伝達過程については、藤井譲治氏の業績による五つの方式を検討し、さらに今回、史料で確認できた徒目付による伝達方式についても論じた。第二章では、私領における幕府法の伝達状況について、①盛岡藩、②萩藩、③福山藩の三藩を対象に概観し、その結果、幕令の伝達は、四代将軍家綱の寛文年間に基礎が定まり、五代将軍綱吉の貞享・元禄期に、法令発布数の増加や内容の多様化で用途が飛躍的に広がっていく状況が確認できた。第三章では、第一章、第二章での考察結果を踏まえ、個別法令として、小田原藩の家中法度、「酒造制限令」、改元に関する触を検討した。結果として、諸藩は自領の統治状況に応じ、幕府法を適用していたことを明らかにした。

第一部の検討結果から、五代将軍綱吉の時代に法令の制定・発布に大きな変化があった

(Separate Form 2)

ことが確認できたことを踏まえて、第二部では、この変化の背景には江戸幕府右筆が関係していると考え、右筆制度について論じた。右筆は、法令制定に重要な役割を果たしていたことが先行研究などから知られているが、綱吉の時代には、表右筆と奥右筆の創設による職掌分離が行われた。特に、創設時の奥右筆は綱吉の側近が任ぜられることにより、綱吉の意向を反映した法令制定の環境が整ったといえ、この代表的な法令が「生類憐みの令」である。また、表右筆・奥右筆創設以前の右筆である久保正信が、萩藩の法令伝達や小田原藩の家中法度制定など諸藩の藩政に関与したように、右筆が役職上、多大な権威を有していたが、その久保が綱吉によって罷免されたことが、表右筆・奥右筆の創設につながったことなども確認した。

第三部では、個別法令として「生類憐みの令」について詳細に論じた。「生類憐みの令」は将軍綱吉が重視した諸政策に関する一連の法令であるが、本論文では、幕府領である江戸町方と越谷領の他、私領として小田原藩、福島藩、盛岡藩、弘前藩においての伝達状況と施行の問題について考察した。その結果、「生類憐みの令」が厳格に適用されていたのは江戸を中心とした幕府領であり、諸藩においては、体面上、幕府の方針に従っていたが、実質はゆるやかな適用であったことを明らかにした。但し、福島藩のように藩主が将軍綱吉の勘気を蒙っていたことから、綱吉を恐れ、これを忠実に実行した例もあるが、一般的には、諸藩の「生類憐みの令」の対応は、小田原藩のように藩主が老中職にある場合でも、法令は藩内事情により取捨選択されていたといえる。

さらに、従来、研究成果がみられなかった「生類憐みの令」と自分仕置との関係について、盛岡藩と弘前藩の処罰例から検討した。その結果、盛岡藩・弘前藩共に、元禄十年の「自分仕置令」発布以降の生類殺傷事件では、当該法令に沿った対応をしていたが、短期間で赦免するなど、幕府よりは柔軟な対応をしていた。

本論文全体のまとめとして、次のように結論付けた。

江戸幕府法は、全国法令としての効力を有していたが、事実上、幕府法の受容に関しては、内容に応じ取捨選択がなされていた。江戸幕府の触書では、「酒造制限令」や「生類憐みの令」などのように特に幕府が重要視した法令は、繰り返し発令されるという特徴があり、諸大名に法令遵守を求めていた。これらのうち、「酒造制限令」については、幕藩体制下の経済基盤として不可欠な「米」に関わる法令であり、飢饉の対策という性格も有しており、諸藩でも抵抗なく受け入れられたものもある。武家に対する倹約令もまた、武家社会では倹約が重んぜられていたという慣習があったため、諸藩で広く受け入れられていた。一方で「生類憐みの令」のように、時の政権が一時的に重視した法令は、自領に取り入れない事例もあれば、江戸触など幕領のみに発布された法令を積極的に取り入れる事例もあり、各藩の藩内事情に応じた対応がなされていたことが改めて確認できた。すなわち、諸藩に伝達される江戸幕府法の効力は、法令の内容や社会的背景、各藩の藩内事情など様々な事情で変容する。このような法の施行段階での実際状況を明らかにした。

博士論文審査結果の要旨

Summary of the results of the doctoral thesis screening

「近世前期における幕府全国法令の伝達・施行に関する研究」と題する本論文は、吉宗政権の「公事方御定書」(1742)によって近世法制度が確立する以前の時代を対象として、江戸幕府が、幕府領のみならず、諸国の大名・旗本・寺社など私領をも対象に制定・発布・施行した「幕府全国令」の全容を明らかにしようとした初めての研究成果である。

本論文は、まず第一部「江戸幕府法・藩法と法令の伝達」で、利用史料の上限である正保2(1645)年から8代将軍徳川吉宗の将軍就任の正徳6(1716)年までを対象として、江戸幕府の法令を未翻刻資料も含めて渉猟し、幕府の法令集のみならず幕府日記や藩法集をも用いて丹念に収集し、582件の「幕府全国令」を一覧表にまとめている。これによって、吉宗政権以前に、どのように幕藩体制下で全国的な法制度が形成されていったかを分析している。

本論文は、そのうえで、大名領への幕府全国令の「伝達状況」を明らかにする。伝達先の事例として、藩法の残存が比較的良好な、盛岡藩・萩藩・福山藩・小田原藩の四つの藩を選んで論じている。東北日本と西南日本、譜代と外様、国持大名とそれ以外というように、分析事例を偏りなく選定したうえで、大名の属性によって、幕府全国令の浸透度が異なるか否かその実態について、さまざまな考察をおこなっている。その結果、幕府全国令は、4代将軍家綱の寛文期に伝達方法等の基礎が定まり、5代将軍綱吉の貞享・元禄期に全国令の数量自体が大きく増え、そればかりか全国令とされる内容も飛躍的に多様化したことを明らかにしている。

第二部「綱吉政権と法制をめぐる諸問題―奥右筆制度を中心に―」では、第一部で明らかにした、全国令の変化の背景として「右筆」の問題を取り上げて綱吉政権下における江戸幕府右筆についての分析を行っている。先行研究では、綱吉の時代に、表右筆と奥右筆の職掌分離がなされ、奥右筆に綱吉側近が任じられて、「生類憐みの令」などの将軍の意向を反映した全国令の発布が容易になったとされるが、本論文では、奥右筆制度創設以前の右筆として久保正信を取り上げ、彼が、萩藩への法令伝達や小田原藩の家中法度制定などに関与した実態を明らかにし、また萩藩から借財をするなどした久保が不正とされ罰せられた結果、奥右筆が創設されたと結論づけている。

第三部「「生類憐みの令」とその幕府領、私領への伝達状況」では、全国令の中から「生類憐みの令」を論じる。特に幕府領の江戸町方・越谷領、大名領の小田原藩・福島藩・盛岡藩・弘前藩を対象に、法令の伝達状況と、施行の過程での条文内容の改変を考察している。その結果、「生類憐みの令」の厳格な適用は幕府領に限られるもので、諸藩では一般にゆるやかに適用されており、それは小田原藩の如く藩主が老中職にある場合でも同様であったとした。しかし、福島藩のように将軍綱吉の勘気を蒙った藩主が忠実に法令を実行した例もあるなど、「生類憐みの令」の現地での施行実態を先行研究よりも細かく指摘している。以上の「生類憐みの令」をサンプルとした実証的検討により、本論文は各藩における幕府全国令の伝達・施行のあり方の多様性を、説得力を以て示している。

本論文は、幕府全国令のありようを示したばかりでなく、日本の近世前期の法の実態を明らかにし、幕府法と藩法の関係性、ひいては法からみた時の幕藩制の姿について新しい

(別紙様式3)

(Separate Form 3)

知見や認識を加えた優れた研究であるといえる。中でも幕府全国令が諸大名(各藩)に伝達され、その領内に施行される過程で、さまざまに法令の内容が改変され、独自に「藩法化」される実態を分析した点は、本論文において特筆すべき成果といえよう。当該期における日本の法と社会の実態を、法制史学と日本史学をつなぐ学際的な見地から明らかにした点でも、十分に独創性を有している。資料が豊富で制度面でも安定していた近世後期を中心に検討されてきた近世法制史の研究状況を鑑みても、法制度史上の過渡期というべき近世前期の全国令の問題を扱った本論文の意義は、これまでの研究の空白を埋めるものとして、高く評価されるべきである。

もっとも歴史的事実の発見と実証を丁寧に行うあまり、発見した事実への自身の独自の 見解の表明がやや控えめであるなど、課題点がまったくないわけではない。また本論文で 明らかにされた近世前期の法制度のあり方が、近世後期にどのように受け継がれるのかと いう重要な問題も論じ残されている。だがこれは著者自身も「今後の課題」として自覚し ていることであり、むしろこの大問題を明らかにするための足がかりとして、本論文で明 らかにされた史実が活用されることが期待できると考える。以上の所見により、論文審査 委員会は、全員一致で本論文を博士の学位に相当すると判定した。